

開発行為許可申請手数料一覧表（黒石市手数料条例第2条第1項第40号ア）

開発行為の種類	開発行為の規模	手数料
(ア) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	8,600 円/件
	0.1ha以上0.3ha未満	22,000 円/件
	0.3ha以上0.6ha未満	43,000 円/件
	0.6ha以上1.0ha未満	86,000 円/件
	1.0ha以上3.0ha未満	130,000 円/件
	3.0ha以上6.0ha未満	170,000 円/件
	6.0ha以上10.0ha未満	220,000 円/件
	10.0ha以上	300,000 円/件
(イ) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	13,000 円/件
	0.1ha以上0.3ha未満	30,000 円/件
	0.3ha以上0.6ha未満	65,000 円/件
	0.6ha以上1.0ha未満	120,000 円/件
	1.0ha以上3.0ha未満	200,000 円/件
	3.0ha以上6.0ha未満	270,000 円/件
	6.0ha以上10.0ha未満	340,000 円/件
	10.0ha以上	480,000 円/件
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の開発行為 例) 宅地分譲等	0.1ha未満	86,000 円/件
	0.1ha以上0.3ha未満	130,000 円/件
	0.3ha以上0.6ha未満	190,000 円/件
	0.6ha以上1.0ha未満	260,000 円/件
	1.0ha以上3.0ha未満	390,000 円/件
	3.0ha以上6.0ha未満	510,000 円/件
	6.0ha以上10.0ha未満	660,000 円/件
	10.0ha以上	870,000 円/件

開発行為変更許可申請手数料一覧表（黒石市手数料条例第2条第1項第40号イ）

開発行為変更の種類	手数料
(ア) (イ) 以外の設計の変更	開発区域の面積（拡大の場合は拡大前の面積、縮小の場合は縮小後の面積）に応じて、上表に規定する額に1/10を乗じた額
(イ) 新たな土地の開発区域への編入による設計の変更 (都市計画法第30条第1項第1号から第4号までの事項)	新たに開発区域へ編入される土地の面積に応じて、上表に規定する額
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の変更	10,000

※ただし、(ア) + (イ) + (ウ) の合計額が870,000円を超える場合は、870,000円とする。